

# 小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会 次第

日時：令和2年9月16日（水）14：00～

場所：小山町役場4階会議室

## 1 開 会

## 2 依頼書交付

## 3 町長挨拶

## 4 会議事項

- （1）委員会の設置目的及び位置付けについて（報告）・・・【資料1、2】
- （2）委員会の意思決定方法について（協議）・・・・・・・・・・【資料3】
- （3）委員会の公開の扱いについて（協議）・・・・・・・・・・【資料4】
- （4）委員会の検証の対象について（協議）・・・・・・・・・・【資料5】
- （5）委員会の検証の方法について（協議）・・・・・・・・・・【資料6】
- （6）委員会の協議スケジュールについて（報告）・・・・・・・・【資料7】
- （7）委員会の運営方針について（協議）・・・・・・・・・・【資料8】

## 5 その他

## 6 閉 会

## 検証委員会委員名簿

就任期間：令和２年９月１６日から検証事務完了日まで

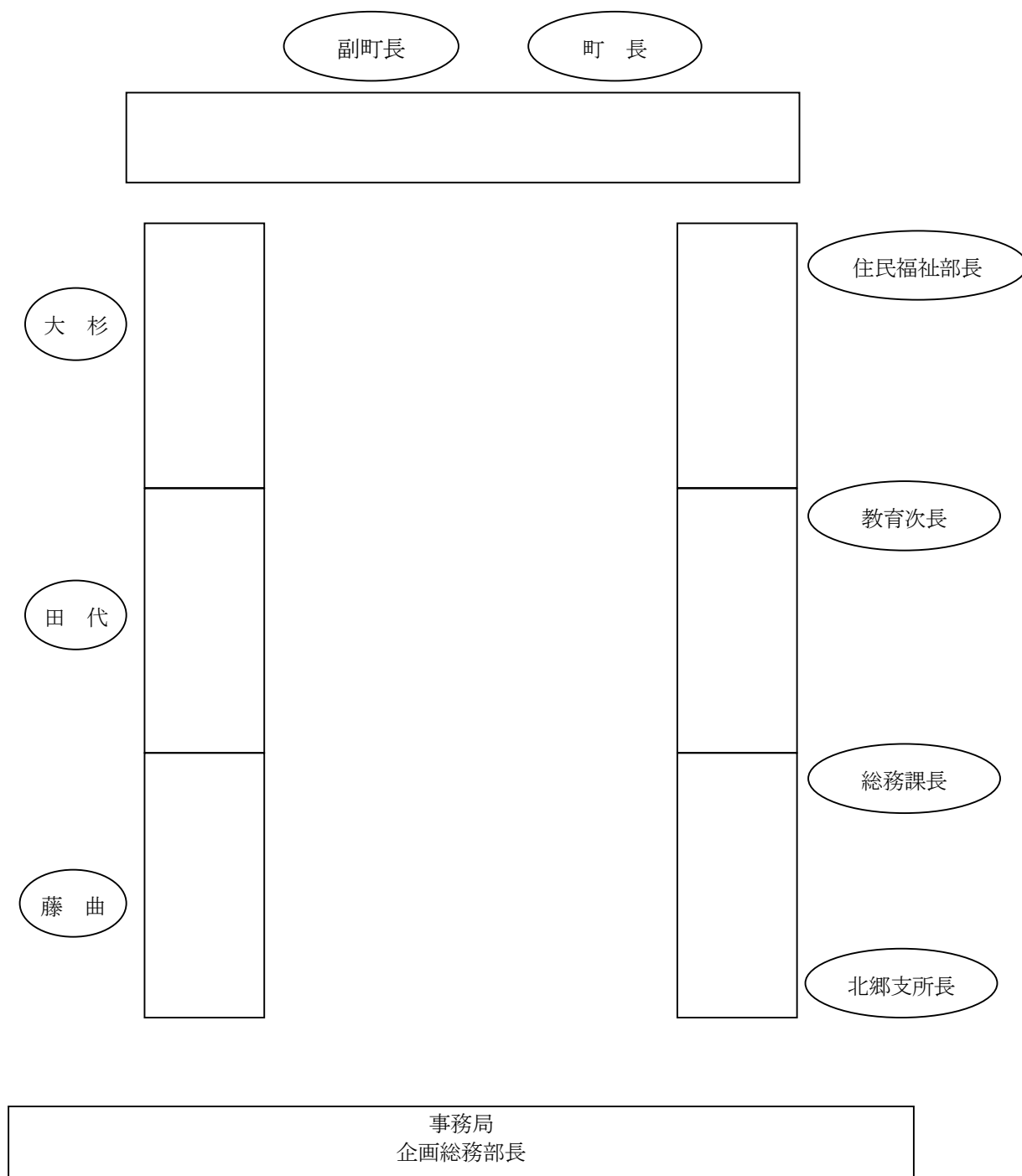
(外部委員は５０音順、敬称略)

| 番号 | 役 職           | 氏 名   | 所 属 等                              | 備 考                     |
|----|---------------|-------|------------------------------------|-------------------------|
| 1  | 委員長           | 大森 康弘 | 副町長                                |                         |
| 2  | 委員            | 小野 一彦 | 住民福祉部長                             |                         |
| 3  |               | 長田 忠典 | 教育次長                               |                         |
| 4  |               | 池田 馨  | 総務課長                               |                         |
| 5  |               | 勝俣 暢哉 | 北郷支所長                              |                         |
| 6  | 外部委員<br>(有識者) | 大杉 寛  | 東京都立大学法学部教授                        | 行政学、ガバナンス               |
| 7  |               | 田代 逸郎 | 元静岡県土木技術職員（技監）／<br>(株)駿河調査設計技術本部顧問 | 都市計画審議会<br>総合計画審議会      |
| 8  |               | 藤曲 弘幸 | 元富士通(株)プラットフォームビジ<br>ネス本部シニアディレクター | 固定資産評価審査委員会<br>行財政改革審議会 |

事務局：企画総務部企画政策課

(敬称略)

## 第1回検証委員会 配席図 (4階会議室)



## 小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会設置要綱

### (設置)

第1条 小山町湯船原新産業集積エリア開発事業（以下「開発事業」という。）について、一連の業務把握や課題整理を行い、問題の発生原因の分析等により改善点を検証し、必要な対応措置を検討すること及び町民の信頼確保に資することを目的とし、小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 開発業務に係る一連の業務の検証に関すること。
- (2) 前号の内容による対応措置の検討に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が依頼又は任命する。

- (1) 有識者 3人以内
- (2) 副町長
- (3) 部長級参事、課長及び支所長 5人以内

3 委員の任期は、依頼又は任命の日から第2条に規定する所掌事務を完了する日までとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

### (委員会)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、第2条に規定する所掌事務の結果を取りまとめ、町長に報告する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、町長の定める課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

## (1) 委員会の設置目的及び位置付けについて（報告）

### ①概要

湯船原新産業集積エリア開発事業において、計画段階から廃棄物処理までの一連の業務把握や課題整理を行い、事務処理上の改善点等を検証し、必要な対応措置の検討を行うため「小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置要綱に基づき設置します。

### ②背景・目的

廃棄物処理問題について、湯船原新産業集積エリアの埋設廃棄物処理費等総額は約 30 億円となり、そのうち約 19 億円を事業協力会社が負担し、残りの約 11 億円は町の負担となりました。

この問題の発生原因の分析などにより課題を検証し、今後の業務改善や透明性確保と説明責任の充実に向けた検討を行い、検証結果を取りまとめ、町長に報告します。

### ③位置付け

検証委員会は個人責任の所在の確定や追及を目的とせず、損害賠償請求をはじめ、司法判断を仰ぐような法的課題、係争案件となるものは取り扱わないこととします。ただし、調査途上において法令違反等の事実が判明した場合は、町として別に取り扱うものとなります。



# 将来土地利用構想図

富士のふもとに「三来拠点」  
3つの未来がはじまるまち-おやま-

資料 2 - 1



## 小山町フロンティア推進区域：8地区

- ・湯船原地区  
再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業
- ・小山PA周辺地区  
小山PA スマート ICを活用した地域産業集積事業
- ・足柄SA周辺地区  
足柄SA周辺を広域都市交流拠点とした土地利用事業
- ・南藤曲地区：●  
家・庭一体の住まいづくり事業
- ・富士小山わさび平地区  
優良田園住宅事業
- ・駿河小山駅周辺地区  
富士山の眺望を活かした駿河小山駅周辺活性化事業
- ・須走周辺地区  
富士山に抱かれた須走周辺地区観光活性化事業
- ・リバー・ガーデンタウンおやま宅地造成地区：●  
優良田園住宅事業



# 湯船原地区 将来土地利用構想図

新産業集積エリア造成事業  
小山町（工業団地）A=約37ha  
2019年度 分譲引渡し

東電新富士変電所

小山PAスマートインター方面

木質バイオマス発電所  
小山町  
2018年度 発電開始

静東森林経営協同組合  
原木流通センター

富士小山次世代施設園芸  
推進コンソーシアム  
次世代施設園芸  
導入加速化支援事業

アグリビジネスエリア  
県営畑地帯総合整備事業  
A=約32ha  
2021年度以降  
建設開始予定

上野工業団地造成事業  
小山町（工業団地）A=約49ha  
2022年度末造成完了予定  
2023年度 分譲引渡し予定

新アクセス路

林業  
エリア

新産業集積  
エリア

アグリビジネス  
エリア

エネルギー開発  
関連エリア

食品加工  
生産エリア

ロジスティック  
ターミナル

ハイテクパーク  
富士小山

太陽光発電事業  
大和リース(株) A=約27ha  
2017年9月 発電開始

エネルギー開発  
関連エリア

小山湯船原工業団地  
『富士山麓フロンティアパーク小山』  
静岡県企業局 A=31.4ha  
2018年度 分譲引渡し

国道246号

二級河川須川

石沢排水路  
整備事業

国道246号視距改良事業  
国土交通省沼津河川国道事務所

再生可能エネルギーを  
活用した産業拠点整備事業



## （２）委員会の意思決定方法について（協議）

### ○意思決定方法について（案）

検証委員会においては、公平で公正な検証結果が求められており、委員会の意思決定を行う上で、客観的な視点を反映するため、委員による採決を要する場合にはポイント制（外部委員 2 ポイント、庁内委員 1 ポイント）で集計し判断を行うものとする。

#### ※事務局役割：

ヒアリングを含む情報収集関連、会議録作成・公表、報告書の作成・公表など

#### ※委員会役割：

進め方の決定、事実把握（ヒアリングを含む）、問題点抽出・評価及び再発防止策の検討、報告書決定など

### (3) 委員会の公開の扱いについて（協議）

#### ○情報の公開について（案）

町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるよう、会議は原則公開であるが、小山町情報公開条例（平成 13 年小山町条例第 2 号）第 7 条各号に定める非開示情報に該当すると認められる情報が会議内容となる場合が考えられるため、審議、検討又は協議に関する会議は公開しない。ただし、審議の透明性確保のため、会議資料をはじめ、会議録及び検証結果報告書の公表を行うこととする。

#### （公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書の公開をしなければならない。

- ① 法令等の規定により公開できないとされている情報
- ② 個人に関する情報（公務員の職務遂行に係る情報は原則開示）
- ③ 企業等の事業活動に関する情報で、企業等の正当な利益を害するおそれのあるもの
- ④ 犯罪の予防、捜査等に関する情報で、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるもの
- ⑤ 町や国県等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報で、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- ⑥ 町や国県等の機関が行う事務又は事業で、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- ⑦ 実施機関からの要請を受けて、公にしないと約束の下に、任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他当該約束の締結が状況に照らして合理的であると認められるもの



#### **（４） 委員会の検証の対象について（協議）**

##### **①検証対象とする事象について（案） 【別表１：検証事象の整理】**

本件においてトピックとなる事象を設定し、その事象毎に町の判断や判断の根拠を整理し、資料の有無等を記録文書ベースで経過確認し、業務上の問題点を抽出し、検証を行う。

##### **②検証対象となる業務について（案） 【別表２：検証業務の整理】**

開発計画段階から廃棄物処理までの一連の業務とし、事業の性質を鑑み、土地取得、契約事務、ガバナンスの３分野に着目し、検証を行う。

##### **③検証対象者について（案）**

業務把握や事務処理上の課題整理等の必要に応じて、現職員へのヒアリングを行い、事実関係を調査する。

## 検証事象の整理（案） 【別表 1】

開発事業の計画、実施から廃棄物処理まで

|   | 事象                             | 町の判断等 | 判断の根拠等 | 資料 | 時期                     |
|---|--------------------------------|-------|--------|----|------------------------|
| 1 | 静岡県による内陸フロンティア構想公表             |       |        |    | H25                    |
| 2 | 湯船原地区工業団地造成事業（新産業集積エリア等）が指定される |       |        |    | H25                    |
| 3 | 地区全体の計画内容公表                    |       |        |    | H25                    |
| 4 | 県企業局の用地買収について県から委託を受ける         |       |        |    | H26                    |
| 5 | 地歴調査の実施                        |       |        |    | H26.8.20               |
| 6 | 町実施事業着手                        |       |        |    | H26.10.2               |
| 7 | 「湯船原地区新産業集積エリア造成事業に関する基本協定」締結  |       |        |    | H27.10.22              |
| 8 | 地質調査の実施                        |       |        |    | H27.10.29-<br>H28.9.15 |
| 9 | 登記簿調査及び土地買収台帳の作成               |       |        |    | H27.11-<br>H28.6       |

|    |                                                 |  |  |  |                        |
|----|-------------------------------------------------|--|--|--|------------------------|
| 10 | 土地売買契約書の作成                                      |  |  |  | H28.1-<br>H28.6        |
| 11 | 用地買収                                            |  |  |  | H28.6.15-<br>H29.12.27 |
| 12 | 「新産業集積エリア造成協定」「建設工事請負仮契約」等締結                    |  |  |  | H29.3.7                |
| 13 | 「建設工事請負契約」締結                                    |  |  |  | H29.3.14               |
| 14 | 地歴調査の実施                                         |  |  |  | H29.5.18               |
| 15 | 廃棄物発見（処理開始）                                     |  |  |  | H30.2                  |
| 16 | 【町議会 6 月定例会】<br>補正予算 5 億円                       |  |  |  | H30.6.21               |
| 17 | 【町議会 3 月定例会】<br>当初予算 1 億円追加                     |  |  |  | H31.2.20               |
| 18 | 「建設工事変更請負契約」等締結                                 |  |  |  | H31.3.19               |
| 19 | 廃棄物処理方法変更                                       |  |  |  | H31.                   |
| 20 | 【町議会 6 月定例会】<br>補正予算 12 億 8 千万円                 |  |  |  | R1.6.20                |
| 21 | 予算残額の不足報告                                       |  |  |  | R1.12.26               |
| 22 | 【町議会 2 月臨時会】<br>専決処分 17 億 6 千万円※費用減額 11 億円(3 未) |  |  |  | R2.2.4                 |



## 検証業務の整理（案） 【別表２】

|       | 検証内容(想定)                                                                                                                      | 検証方法（想定）                                                                                                                                         | 対策 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 土地取得  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地取得及び売却に係る基準について</li> <li>・事業主体と審査主体の立場について</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の経緯の確認</li> <li>・交渉内容及び価格の算定方法等について、書類やヒアリング等で確認</li> </ul>                                          |    |
| 契約事務  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約規則について</li> <li>・例外規定について</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項や添付書類及びヒアリング等で確認</li> </ul>                                                                          |    |
| ガバナンス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定プロセスについて</li> <li>・検討経過について</li> <li>・法令知識や専門知識について</li> <li>・進行管理について</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交渉記録などの書面記録やヒアリング等で確認</li> <li>・打合せ記録やヒアリング等で確認</li> <li>・事務事業や費用の算定根拠の確認</li> <li>・進行管理方法の確認</li> </ul> |    |

## (5) 委員会の検証の方法について（協議）

### ①検証の進め方について（案）

- ・ 情報収集に際し、詳細な内容確認の必要に応じて、書類調査やヒアリングを行う。
- ・ 問題点を評価し、その改善点に対し課題整理し、必要な対応措置として再発防止策を検討する。
- ・ 開催日程及び会議事項案は資料 7 のとおり

### ②問題点の評価について（案）

開発事業の性質から、土地取得、契約事務、ガバナンスの 3 分野に区分けし、以下のようなポイントで評価する。

- ・ 各事象の判断根拠に対する説明責任を果たせるかどうか
- ・ 当該説明に必要な文書は保管されているかどうか
- ・ 検討の過程における議論の記録は残っているかどうか
- ・ 政策決定に際する異論や反対意見は考慮されているかどうか
- ・ 町長方針に対して、法令上の疑義等、課題が提起されているかどうか など

### ③再発防止策の検討について（案）

上記問題の評価により、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、具体的な対策を検討する。

## (6) 委員会の協議スケジュールについて (報告)

## 開催日程及び会議事項等 (案)

| 回  | 開催期日                           | 開催場所           | 会議事項等                                                | 備考  | 事務局作業 (事前)                                   |
|----|--------------------------------|----------------|------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------|
| 1  | 令和 2 年<br>9 月 16 日(水)<br>14 時～ | 役場本庁<br>4 階会議室 | ・ 依頼書、任命 (町長)<br>・ 検証の進め方<br>・ 処理問題概要確認              | 非公開 | ・ 検証の進め方案<br>・ 処理問題概要説明                      |
| 2  | 10 月 20 日(火)<br>10 時～          | 大会議室           | ・ 調査報告<br>・ 事実把握<br>・ 問題点の抽出<br>・ ヒアリング項目の設定         |     | ・ 資料調査及び事務局<br>によるヒアリング調査<br>・ 処理問題の要点整理     |
| 3  | 11 月 18 日(水)<br>10 時～          | 大会議室           | ・ 委員会によるヒアリン<br>グ実施 (事実把握)<br>・ 問題点の評価<br>・ 再発防止策の検討 |     | ・ 問題点の評価案<br>・ 再発防止策の検討案<br>・ ヒアリング項目の提<br>示 |
| 書面 | 12 月下旬                         |                | ・ 報告書の検討 (再発防<br>止策を含む)                              |     | ・ 再発防止策案<br>・ 報告書骨子                          |
| 4  | 12 月 11 日(金)<br>10 時～          | 大会議室           | ・ 報告書の決定<br>・ 町長報告                                   |     | ・ 委員意見とりまとめ<br>・ 報告書案                        |
| 予備 | (検証事務作業の進<br>捗による)             |                |                                                      |     |                                              |

## 小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会運営方針（案）

## （趣旨）

第1条 この方針は、小山町湯船原新産業集積エリア開発事業（以下「開発事業」という。）に係る業務検証委員会設置要綱に規定する委員会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第2条 湯船原新産業集積エリア廃棄物処理問題（以下「廃棄物処理問題」という。）において、開発事業の計画段階から一連の業務を把握することにより、事務処理における課題や改善点を検証し、再発防止策の検討を目的とする。

2 多額の財源投入を要した廃棄物処理問題における組織としての説明責任を果たし、市民の信頼確保に資することを目的とする。

## （委員及び検証体制）

第3条 副町長を委員長に充て、当該業務の直接従事者以外の幹部職員を委員に選任する。これ以外の職員は、当時の事象を説明することを通じ、全体として全庁的な検証体制とする。また、委員会においては、公平で公正な調査をすることが求められることから、その客観性を担保するため、外部委員を置く。

## （検証期間）

第4条 土地取得の計画段階から廃棄物処理までを検証期間とする。

## （検証対象）

第5条 開発事業における業務区分により土地取得及び契約事務を検証対象にする。また、意思決定手法の観点からガバナンスについても検証対象に加え、再発防止となるよう対応措置を検討する。

## （外部委員）

第6条 検証対象となる土地取得、契約事務及びガバナンスは専門性を有するため、有識者を外部委員に依頼する。

## （検証方法）

第7条 土地取得の計画段階から、埋設廃棄物の発見、処理費用の増額、処分方法の変更及び専決処分等と時系列に沿って区分し、これら一連の業務を対象に、書類の確認や不足を補うための職員ヒアリングにより事実関係を明確にし、問題点や課題の抽出を行う



とともに、意思決定等において疑義が生じる部分についても、改善点を明らかにし、今後の対応措置の検討とする。なお、委員による採決を要する場合は、ポイント制（外部委員 2 ポイント、庁内委員 1 ポイント）で集計し判断を行うものとする。

（検証スケジュール）

第 8 条 令和 2 年 7 月に委員会を設置し、年内を予定に前条の結果を取りまとめ、町長に報告する。また、町長はこれを受け、速やかに内容を公表する。

2 委員会は 4、5 回程度の開催を予定し、職員ヒアリングは適宜行う。

（周知及び公表）

第 9 条 委員会設置の周知及び前条第 1 項に規定する公表について、町民に対しては広報おやま等広報媒体を利用して行い、議会に対しては議員懇談会等にて行うものとする。

（会議の公開）

第 10 条 町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるよう、会議は原則公開であるが、小山町情報公開条例（平成 13 年小山町条例第 2 号）第 7 条各号に定める非開示情報に該当すると認められる情報が会議の審議内容となる場合には、会議を公開しないことができる。

（事務局）

第 11 条 委員会の事務局は、企画総務部企画政策課に置く。

附 則

この運営方針は、令和 2 年 9 月 16 日から実施する。